

山口市景観整備機構の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観整備機構指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (4) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書
- (5) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (6) その他機構の業務に関し参考となる書類

(機構の指定)

第3条 市長は、申請者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 指定後の予定業務の内容が、本市の景観行政の推進に資すると認められること。
- (2) 事業執行体制が、法第93条各号に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められること。
- (3) 法第93条各号に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。

2 市長は、前項の規定による指定をした場合には、景観整備機構指定書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、申請者が第1項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該申請者を機構として指定しないことを決定し、景観整備機構不指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 機構は、法第92条第3項の規定による届出をしようとするときは、景観整備機構名称等変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出をした後、変更があった日から30日以内に第2条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを提出しなければならない。
- 3 機構は、指定申請書に記載した指定後の予定業務又は代表者氏名に変更があったときは、変更があった日から30日以内に景観整備機構業務等変更報告書（様式第5号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（事業報告等）

第5条 機構は、毎事業年度の事業開始までに、事業計画書及び事業活動収支予算書を市長に提出しなければならない。

- 2 機構は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を市長に提出しなければならない。

（命令）

第6条 市長は、法第95条第2項の規定に基づき機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命令する場合は、景観整備機構業務運営改善命令書（様式第6号）により当該機構に命令するものとする。

（指定の取り消し）

第7条 市長は、法第95条第3項の規定を適用する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、機構の指定を取り消すことができる。

- (1) 機構が、景観整備機構指定取消申請書（様式第7号）により、指定の取消しを申し出たとき。
- (2) 機構が解散したとき。

（指定の取消しの通知）

第8条 市長は、前条の規定に基づき機構の指定を取り消したときは、景観整備機構指定取消通知書（様式第8号）により当該機構に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。